

日薬業発第231号
令和3年9月29日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

【日本薬剤師研修センター】

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働時期等について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターが本年10月下旬を目途に稼働予定としているPECSの稼働予定について、別添のとおり全面的な稼働を令和4年4月1日に変更するとの連絡がありましたのでお知らせいたします。変更の理由として、PECSの薬剤師個人登録において、「薬剤師名簿登録番号（免許番号）」等の入力の際の誤りが多数発生しており、その対象者への個別確認、修正作業などが容易に進捗していない状況にあるためとのことです。この状況の第一報は9月13日付、日薬業発第208号「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）への薬剤師個人登録時等における「薬剤師名簿登録番号（免許番号）」入力の際の点検励行について」にてご案内しております。

PECSの全面的な稼働が来年4月に変更されることに伴い、11月末で終了予定であった「時限的特例措置」の適用が「令和4年3月31日までに開催の研修会」まで再延長される等の過渡的な措置が講じられる他、一部準備の整ったものから順次PECSを稼働させる予定とのことです。下記に要点およびスケジュール等を整理しましたのでご参照ください。

同センターには引き続き本会からも必要な事項の照会を進めてまいりますので、引き続き、ご高配のほどお願いいたします。

記

1. 研修会開催申請

(1) 現行、薬剤師研修支援システム（PESS）での研修受講シール申請受付（紙の研修受講シール）：

【研修会の開催日】

〔現行〕令和3年11月30日までに開催のもの

→ 〔変更〕令和3年10月1日～令和4年3月31日までに開催のもの

【申請期限】

令和3年8月31日で一旦終了

→ 〔再開〕令和3年9月27日～令和4年1月31日まで（変更申請受付も同日まで）

(2) 新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での研修会開催申請受付：

「令和4年4月1日以降に開催する研修」について、令和4年2月1日開始予定

2. 時限的特例措置

【時限的特例措置の適用期間】

[現行] 令和3年11月30日までに開催のもの
→ [変更] 令和4年3月31日までに開催のもの

【時限的特例措置の新規の適用願（特例を利用する団体届出）の申請】

[変更なし]

令和3年7月15日（消印有効）を以て受付を終了しており、内容変更のための適用願の再提出も含め、受け付けない。

3. 薬剤師個人の認定申請

（1）現行方式での認定申請受付

- ・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」（手帳等利用による紙媒体での認定申請）

【申請期限】 [「研修認定薬剤師」については個人から研修協議会への申請期限]

[現行] 令和3年10月31日（消印有効）
→ [変更] 令和3年12月31日（消印有効）

【認定申請料払込期限】 [個人から研修センターへの払込期限]

[現行] 令和3年9月30日
→ [変更] 令和3年11月30日

- ・「小児薬物療法認定薬剤師」（薬剤師研修支援システム（PESS））のみで申請受付）

【申請期限】

[現行] 令和3年10月20日
→ [変更] 令和4年3月15日までに払い込みまで完了させること

※注意点①

「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」の認定申請受付について、同センターでは令和4年1月1日～1月10日はいずれの方法も受け付けられないため、その間に申請する必要がある場合は令和3年12月31日までに必ず申請すること。

※注意点②

「研修認定薬剤師」について、12月1日～12月末日または1月1日～1月10日までに更新申請を予定している場合、現行方式では、認定期限の1か月後まで更新申請が可能だが、11月30日以降に振込口座が閉鎖される予定のため、払込期限は「11月30日まで」となることに留意する必要がある。

（2）新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での認定申請受付

「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」、「小児薬物療法認定薬剤師」について令和4年1月11日開始予定

4. 受講単位請求期限等

（1）現行の薬剤師研修支援システム（PESS）での受講単位請求の申請

- ・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」

【受講単位請求の申請期限】

[現行] 令和3年8月31日
→ [変更] 令和4年1月31日
【取得済み単位の印刷（ダウンロード）期限】

[現行] 令和3年10月15日
→ [変更] 令和4年3月15日

・「**小児薬物療法認定薬剤師**」

【必須業務実績報告】

提出期限が令和4年3月31日までの報告は従来の方法により提出する。

【令和4年3月31日までに参加等した研修会の単位請求期限】

令和4年4月30日（消印有効）までに従来の方法により行う。

・**インターネット実施機関が実施するインターネット研修**

令和4年3月31日まで受講を可能とする。当該実施機関は令和4年5月15日までに受講者に研修受講シールを交付する。

(2) **新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での受講単位請求の申請受付**

令和4年4月1日開始予定

5. その他

・**都道府県薬剤師研修協議会の対応**

令和3年12月31日（消印有効）までに提出された「研修認定薬剤師」にかかる申請書類について、令和4年1月31日までに研修センターに送付すること。

・**認定実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請（新規又は更新）**

令和4年3月31日まで、従来どおりとする。

◆**別添資料**

日本薬剤師研修センター 日薬研発第136号 令和3年9月27日付
「薬剤師研修・認定システム（PECS）の稼働時期等について」

◇**参考添付（同センター通知を基に、日本薬剤師会事務局にて作成）**

日本薬剤師研修センター
「研修認定薬剤師制度対象研修会の開催申請スケジュール」
「認定薬剤師申請スケジュール」

◇**研修センター、認定手続きの電子化、PECSに関する事項の掲載サイト**

<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>

以上

写

日薬研発第136号
令和3年9月27日

公益社団法人日本薬剤師会
会長 山本信夫様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊島 聰

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働時期等について

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）（以下「PECS」と表記する。）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、PECSにおいて、薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び生年月日は、当該薬剤師固有のものであることから、容易に変更できないようにシステム設計しており、いったん登録手続きを行った後は変更できないと案内するとともに、入力時及び登録内容確認画面において十分注意するよう説明しております。なかでも、薬剤師名簿登録番号は、当該薬剤師のみが保有するものであるため、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとしております。

しかるに、本年3月15日から開始したPECSへの薬剤師の登録において、薬剤師名簿登録番号、同登録年月日又は生年月日を誤って登録した薬剤師が続出し、現時点での約11万名の登録者のうち数千人規模で存在していると推測されます。この誤登録者数は、登録した薬剤師本人からの誤ったことの申し出、正当な登録番号を保有する薬剤師からの「登録しようとしたところ、すでにその番号は登録されていると表示され、登録できない」旨の申し出のほか、7桁の登録番号あるいは1から4万番台の登録番号のような明らかに誤りとわかるもの数から推測したもので、その割合は登録者数の2%を優に超え、5%に達している虞もあります。

これらの番号等の誤登録によって、誤ったQRコードが発行されることになり、それを研修会等の受講確認に使用した場合、研修受講単位が正当に記録・保存されなくなるため、PECSの本稼働に深刻な影響を及ぼしています。

現在、誤って登録されたことが判明した方には、電子メールによって連絡し、再度の誤りの発生を防ぐために薬剤師免許証の写しの提出を依頼して、その確認後に個々に修正するという手順で行っており、そのために相当な人員を要し

ています。加えて、薬剤師免許証の写しを早急に提出しない薬剤師もいることから、修正作業は容易には進捗しておりません。

また、この他にも、薬剤師のPECS登録においては、氏（漢字）の欄に「あ」などの平仮名1文字を入力している例や、漢字氏名とひらがな氏名に明らかな齟齬を生じている例などがあり、これらも誤ったQRコードの発行に繋がるものと考えられることから、何らかの是正措置が必要となっています。

以上のことから、本年7月13日付けで、PECSの本稼働の時期を本年10月下旬とするとご連絡していますが、これを、準備が整ったものから一部の稼働を行いつつも、全面的な本稼働を令和4年4月1日に変更します。これに伴って、下記のような措置を講ずることとしますので、ご了承ください。なお、これらの措置のうち2に記載したものはPECSの全面的な本稼働までの過渡的なものであり、従来の方式を全面的に復活するものではないことも、併せてご了承ください。

（以下の文中において、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）とPESS（薬剤師研修支援システム）の見誤りを防ぐため、後者には PESS と下線を付しています。）

記

1. PECSの稼働に関するもの

(1) 複数区分の研修実施機関登録申請 令和3年12月1日開始（予定）

(2) 研修会等（令和4年4月1日以降開催のもの）の開催申請

令和4年2月1日開始（予定）

（開催日が令和4年3月31日までのものは、PECSでの受付は行わない。）

(3) QRコードの表示 令和4年1月11日開始（予定）

(4) PECSによる認定申請 令和4年1月11日開始（予定）

(5) PECSによる研修会等の受講 令和4年4月1日開始（予定）

(6) PECSによる受講単位請求 令和4年4月1日開始（予定）

なお、現在稼働しているものは、薬剤師の登録及び1区分（集合研修又は学術集会）の研修実施機関登録申請です。

2. 現行方式に関するもの（PESS又は書面によるもの）

(1) 研修会の開催申請等

開催日が令和3年10月1日から令和4年3月31日までのものについて、本日より令和4年1月31日まで受け付ける（PESSによる申請）（令和3年9月

中開催のものは、受け付けない)。令和4年2月1日以降は、PESSによる新規申請を受け付けないので、申請内容を十分に検討した上で、1月31日までに申請を行うこと。また、PESSによって申請し承認された研修会等は、令和4年2月1日以降、変更申請は一切行えないので、十分注意すること。

時限的特例の適用は開催日が令和4年3月31日までのものまで延長する。ただし、新たな適用願（内容変更のための適用願の再提出を含む。）の受付は、必要な団体は1年余の受付期間中に提出済と思料されることから、行わない。新たな研修実施機関の申請も受け付けない。

(2) 認定申請

① 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和3年12月31日（消印有効）までの申請については、従来どおりの方法で受け付ける。ただし、認定申請料の払込みは令和3年11月30日までとする。その後は振込口座を閉鎖するので、12月末までに申請の予定がある場合は、11月30日までに払込んでおくこと。なお、令和4年1月1日から1月10日まで（上記の申請期限の翌日からPECSによる認定申請の開始の前日まで）は、いずれの方法においても認定申請を受け付けないので、その間に申請する必要がある場合は、令和3年12月31日までに必ず申請すること。

都道府県薬剤師研修協議会においては、上記の申請期日（令和3年12月31日（消印有効））までに提出された研修認定薬剤師にかかる申請書類について、令和4年1月31日までに、当財団に送付すること。

② 小児薬物療法認定薬剤師

PESSからの申請は、令和4年3月15日までに完了させること。

(3) 受講単位請求

① 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和4年1月31日まで、PESSからの申請を受け付ける。令和4年2月1日以降は申請を受け付けないので、1月31日までに申請すること。なお、令和4年1月31日までの申請によって取得した研修受講単位は、令和4年3月15日までに受講履歴メニューより印刷すること。この日を過ぎると、研修受講単位として認められなくなるので、十分に注意すること。

② 小児薬物療法認定薬剤師制度

1) 必須業務実績報告

提出期限が令和4年3月31日までの報告は、従来の方法により提出すること。

2) その他の受講単位請求

令和4年3月31日までに参加等した研修会の受講単位請求又は令和4年3

月31日までのその他の業務実績による受講単位請求は、従来の方法により4月30日（消印有効）までに行うこと。単位は現在の実施要領に基づいて交付する。

③インターネット研修実施機関（研修認定薬剤師制度実施要領に基づいて登録されている団体）が実施するインターネット研修

令和4年3月31日まで受講を可能とする。当該研修実施機関においては、その研修受講シールを、令和4年5月15日までに受講者に交付すること。

(4) 認定実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請（新規又は更新）

令和4年3月31日まで、従来どおりとする。

日本薬剤師研修センター通知（令和3年9月27日付、日薬研第136号）を基に、日本薬剤師会事務局にて作成

日本薬剤師研修センター

【研修認定薬剤師制度】対象研修会の開催申請スケジュール

	令和3年（2021年）					令和4年（2022年）						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
研修会開催日	令和3年9月30日までの開催分		令和3年10月1日～令和4年3月31日までの開催分						令和4年4月以降の開催分			
【現行】 薬剤師研修支援システム （PESS） （紙の研修受講シール）	8月31日まで受付		令和3年9月27日～令和4年1月31日まで受付 （変更申請受付も1月31日まで）					2月1日以降、PESSでの申請は行えない				
【新】 薬剤師研修・認定電子システム （PECS）						複数区分の研修実施機関登録申請 令和3年12月1日開始（予定）		令和4年2月1日から開催申請を受付開始（予定）				
								本格稼働を延期 令和4年4月1日を予定				

※時限的特例措置の適用期間も再延長

[旧] 令和3年9月30日までに開催の研修会



[変更] 令和3年11月30日までに開催の研修会



【再変更】 令和4年3月31日までに開催の研修会

※新たな適用願（特例を利用する団体届出および内容変更のための適用願の再提出を含む。）の受付は、必要な団体は1年余の受付期間中に提出済と料されることから、行わない。また、新たな研修実施機関の申請も受け付けない。

日本薬剤師研修センター 認定薬剤師申請スケジュール

	令和3年（2021年）				令和4年（2022年）					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
研修認定薬剤師 漢方・生薬認定薬剤師	<p>現行方式（手帳等）による紙媒体で認定申請受付。 申請期限：令和3年12月31日（消印有効）まで 認定申請料払込期限：令和3年11月30日</p>				<p>1月1日～10日はいずれの方法も申請不可</p> <p>PECSの全面的な本稼働は令和4年4月1日を予定</p> <p>【新】薬剤師研修・認定電子システム（PECS）による認定申請受付。</p> <p>開始予定：令和4年1月11日より</p> <p>（薬剤師登録済みの者に表示するQRコードの表示：令和4年1月11日より）</p>					
	<p>（重要）12月1日～12月末日または1月1日～1月10日までに更新申請予定の場合の留意点 現行方式では、認定期限の1か月後まで更新申請が可能だが、11月30日以降に振込口座が閉鎖される予定のため、払込期限は「11月30日まで」となることに留意。</p>				<p>（重要）</p>					
小児薬物療法認定薬剤師	<p>現行方式（薬剤師研修支援システム）による認定申請受付。 申請期限：令和4年3月15日までに完了させること</p>									

日本薬剤師研修センター 受講単位請求、取得済み単位の取り扱いスケジュール

	令和3年（2021年）				令和4年（2022年）					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
研修認定薬剤師 漢方・生薬認定薬剤師	<p>現行方式（薬剤師研修支援システム）による申請。 申請期限：令和4年1月31日 受講履歴メニューでの取得済み単位の印刷期限：令和4年3月15日</p>				<p>【新】薬剤師研修・認定電子システム（PECS）による受講単位請求</p> <p>開始予定：令和4年4月1日より</p>					
小児薬物療法認定薬剤師	<p>現行方式（薬剤師研修支援システム）による申請。 令和4年3月31日までに参加した研修会の単位請求期限：令和4年4月30日（消印有効）</p>									

※都道府県薬剤師研修協議会の対応

令和3年12月31日（消印有効）までに提出された「研修認定薬剤師申請書類」は令和4年1月31日までにセンターへ送付すること。